

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標 項目別対比表

第1期中期目標 (H19～H22)	第2期中期目標 (H23～H26)	第3期中期目標案 (H27～H31)
<p>基本的な考え方</p> <p>県内唯一の工業系の技術支援機関である産業技術センター（以下「センター」という。）は、他都道府県の公設試験研究機関と比較して、一事業所当たりの技術相談・現地指導件数が圧倒的に多いなど、県内製造業を中心とした本県産業の技術高度化に向けた中核的推進機関である。</p> <p>これまで、企業ニーズに対応した施設整備や迅速な意思決定に向けた組織見直しなどセンターの機能強化を進め、県内産業振興に大きな役割を果たしてきたところであるが、今後、県内製造業が環日本海諸国等のアジア諸国を中心としたグローバルな大競争時代の中で、競争力を高めて新たな市場を切り開いていくには、技術開発や人材育成などの面で、より高度化かつ迅速化したセンターの技術支援が求められる。</p> <p>そこで、技術支援機能をより一層強化するために、センターを地方独立行政法人化するが、このたびの法人化は経費削減や公務員削減等の行財政改革とは目的を異にするものであり、本県産業の「自立化」と「高付加価値化」促進によって、産業競争力を高めることこそが唯一最大の目的である。</p> <p>そしてかかる目的を達成するため、県内製造業及び関連産業における</p> <p>①「付加価値額（営業利益に人件費と減価償却費を加えたもの）」</p> <p>②「付加価値率（県内生産額に占める付加価値額の割合）」</p> <p>の向上のための技術支援をセンターへのミッションとし、センターに本中期目標を指示するものである。</p> <p>なお、事業実施に当たっては、「コンプライアンス」と「環境への配慮」を核とした内部統制によって組織体制を構築していくとともに、中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、計画的に実施することとし、中期目標達成に向けた「県民への説明責任」を果たさなければならない。</p> <p>さらに、センターには、理事長の強力なリーダーシップの下、技術支援のプロフェッショナル集団として自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、法人専任職員の配置など県から真に独立した組織により、本県が推進する「知の地域づくり」の担い手としての役割を果たすことを強く期待するものである。</p>	<p>基本的な考え方</p> <p>県内唯一の工業系の技術支援機関である産業技術センター（以下「センター」という。）は、平成19年4月に地方独立行政法人として新たにスタートし、第1期中期目標期間においては、きめ細かな技術相談・現地支援、実践的な産業人材の育成、企業への技術移転や特許の取得等を通じて、県内企業に対する支援機能を高め、鳥取県の産業振興への貢献に努めてきた。</p> <p>しかし、近年の世界的な景気低迷、厳しい雇用経済環境、少子高齢化の進展など、県内外の多くの企業は、依然厳しい状況に置かれており、国では、新成長戦略を策定し、新しい成長を目指す長期ビジョンとして、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国、ライフ・イノベーションによる健康大国等の戦略を打ち出している。</p> <p style="text-align: center;">《国の動向、時点修正！》</p> <p>鳥取県においても、厳しい雇用経済環境、少子高齢化、そして人口減少の影響は著しく、持続性のある安定した経済成長の実現に向けて、10年後の世界・日本経済の社会構造を見据え、本県の強み等を考慮し、8つの戦略的推進分野を推進する「鳥取県経済成長戦略」を策定し、県内産業を環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業など成長分野へ構造転換することとしている。</p> <p style="text-align: center;">《大手電気メーカーの事業再編》 《鳥取県経済再生成長戦略》</p> <p>第2期中期目標期間においては、同戦略等に掲げる「産業の高付加価値化」と「新産業の創出」の推進に寄与すべく、県内製造業及び関連産業における高付加価値化に繋がる技術支援や人材育成等の一層の強化をセンターの目標とし、指示するものである。</p> <p>なお、事業実施に当たっては、</p> <p>①限られた人数で最大の効果を上げるため、技術支援業務と研究開発業務のバランスを取り、それらの成果等の企業への移転と事業化に向けた支援を強力に進めること</p> <p>②「コンプライアンス」と「環境への配慮」を踏まえた内部統制によって、絶えず管理体制を見直しつつ業務運営を行うこと</p> <p>③中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、質の向上を図りながら計画的に実施するとともに「県民への説明責任」を果たすことに努めなければならない。</p> <p>さらに、センターには、理事長の強力なリーダーシップの下、自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、県から真に独立した組織により、県内中小企業の「ホームドクター」としての役割を果たし、本県の産業振興の一翼を担うことに努めなければならない。</p>	<p>基本的な考え方</p> <p>県内唯一の工業系の技術支援機関である産業技術センター（以下「センター」という。）は、平成19年4月に地方独立行政法人として新たにスタートし、第1期及び第2期中期目標期間においては、迅速かつ柔軟な運営体制の基に、県内企業に対するきめ細かな技術支援、企業ニーズに即した研究開発と技術移転および実践的な技術開発人材の育成等を実施し、鳥取県の産業活力の強化を図り、経済の発展及び県民生活の向上に寄与してきた。</p> <p style="text-align: center;">《定款の目的を追加》</p> <p>しかし、近年の国内の経済動向は、世界的な景気低迷、厳しい雇用経済環境、少子高齢化の進展など非常に厳しい状況に置かれてきており、製造業においても今までの製造形態を維持することが困難となり、企業間の再編等により生き残りに向けた取り組みがなされている状況である。こうしたなか、国では、デフレ脱却、企業の生産活動の活発化、所得の増加を目指して、「大胆な金融政策」、「機動的な財政出動」、「民間投資を喚起する成長戦略」のいわゆる“三本の矢”を柱とした経済対策を進め、最近では徐々に市場は円安、株価上昇に転じ、景気持ち直しの兆しもみられるようになってきた。また、新たに『日本再興戦略』を策定し、世界に先駆けて、少子高齢化、資源・エネルギー問題などに真っ先に取り組み、新たな成長分野で世界トップに躍り出るという国家戦略を打ち出している。</p> <p>一方、鳥取県においても、大手電機メーカー等の事業再編など、今までにない厳しい雇用経済環境となり、関連する中小企業の新事業への転換が急務となっている。さらに、少子高齢化、人口減少の影響も著しく深刻な課題となっている。そこで、県では、持続性のある安定した経済成長を目指すために平成22年4月に策定した「鳥取県経済成長戦略」に、製造業の再生戦略と成長分野の新戦略を追加して、「鳥取県経済再生成長戦略」を平成25年4月に策定、引き続き、環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業などの成長分野へ県内産業を構造転換するとともに、生産ピラミッドの崩壊した電気機械関連産業を中心とした主要製造業の立て直しと中小零細企業を中心とした本県ものづくり基盤産業の高度化などを推進することとしている。</p> <p>第3期中期目標期間においては、引き続き、同再生戦略等に掲げる「産業の高付加価値化」と「新産業の創出」の推進に寄与すべく、県内製造業及び関連産業における高付加価値化に繋がる技術支援や研究開発等の一層の強化をセンターの目標とし、指示するものである。</p> <p>なお、事業実施に当たっては、</p> <p>①限られた人数で最大の効果を上げるため、技術支援業務と研究開発業務のバランスを取り、それらの成果等の企業への移転と事業化に向けた支援を強力に進めること</p> <p>②「コンプライアンス」と「環境への配慮」を踏まえた内部統制によって、絶えず管理体制を見直しつつ業務運営を行うこと</p> <p>③中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、質の向上を図りながら計画的に実施するとともに「県民への説明責任」を果たすことに努めなければならない。</p> <p>さらに、センターには、理事長の強力なリーダーシップの下、自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、県から真に独立した組織により、県内中小企業の「ホームドクター」としての役割を果たし、本県の産業振興の一翼を担うことに努めなければならない。</p>

<p>I 中期計画の期間 平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間とすること。</p> <p>II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化 「自立化・高付加価値化」した企業への脱却に向け、県内企業が製品化などに当たっての技術的課題等を解決していく際、これまでセンターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の支援機能が大きな役割を果たしてきたが、今後とも、当該支援機能を継続的に発揮するとともに、さらに強化すること。 なお、支援実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向に応じて特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、技術支援又は研究開発への経営資源投入のバランスを判断していかなければならない。</p> <p>(1) 技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用） 企業ニーズの高い「技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）」について、機器設備の計画的な整備と開放、現地指導の実施、検査メニューの充実、サービス提供時間の拡大など、利用企業の利便性を向上させること。 また、職員の技術力向上や必要な研究員の採用等によって企業からの技術相談への対応力を強化すること。なお、対応力の強化に際しては、センター個々の職員が技術力はもとより意識面においても技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。 〔機器設備の整備について〕 ・老朽化等により試験研究環境への悪影響が懸念される機器設備については、計画的な改修を実施し、職員はもとより、一般利用者の安全確保に努めるとともに、老朽化・故障等により不要となった機器設備については、安全管理上の観点から適宜処分すること。 ・企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の達成に向け、老朽化した機器設備の更新のほか、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施すること。</p> <p>(2) 研究開発 共同研究や受託研究等の研究開発実施に当たってセンターの機能を最大限に発揮し、研究成果の移転等を促進していくためには、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化を推進する必要があるが、短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開につなげる観点での戦略的な研究テーマ設定が重要であること。 また、研究テーマは、県内企業の有する技術力や産業構造などを踏まえ、本県において応用できる分野や企業に技術移転できる分野等において設定することとし、選択と集中の観点で研究資源の重点的配分を推進するとともに、研究目標を明確化し県民・企業への説明責任を果たせるものとしなければならないこと。 さらに、職員の技術レベルの向上、新事業創出を目指したシーズ開発、及び今後発展が予想され</p>	<p>I 中期計画の期間 （期間と同様に4年間） 第2期中期計画の期間は、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間とすること。</p> <p>II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 技術支援等の機能の強化 技術支援等の機能の強化に当たっては、限られた人数で最大の効果を上げるよう、技術支援、試験・分析等の業務と研究開発業務とのバランスを取り、県の産業活力の強化に繋げなければならない。</p> <p>(1) 技術支援（技術相談・現地支援） 技術相談・現地支援について、企業ニーズの把握に努め、適切な相談・支援等を実施すること。 職員の技術力向上や必要な分野の研究員の採用等によって企業への技術支援の対応力を強化すること。 さらに、第1期中期計画期間から蓄積している技術支援内容のデータベース化にも取り組むこと。</p> <p>(2) 試験・分析（依頼試験・分析、機器設備開放） 《支援内容の強化が重要な背景・理由》 《利便性+支援内容の向上》 機器設備の計画的な整備と開放、試験・分析メニューの充実、サービス提供時間の拡大、技術スタッフの配置など、利用企業の利便性を向上させること。 県内産業の活力強化に対応するため、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施するとともに、老朽化した機器設備、稼働率の低い機器設備については、その必要性を検討の上、適宜更新・処分を行うこと。 また、引き続き、他の技術支援機関との連携による効率化を図ること。</p> <p>(3) 研究開発 共同研究や受託研究等の研究開発の実施に当たっては、企業ニーズや県等の施策、市場動向を的確に把握した上で、企業の市場確保を常に意識して研究を推進する必要があるが、短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開に繋げる視点での戦略的な研究テーマを設定すること。 また、鳥取県経済成長戦略を推進するため、戦略的推進分野に位置付けられた、環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業等の分野についても、センターとして取り組むこと。 さらに、新事業創出を目指したシーズ開発、今後発展が予想されるものの県内企業が取り組むことが困難な技術分野等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施するため、重点的に実施するテーマや、ある程度の研究期間を設けた挑戦的なテーマなど、絶えず見直ししながら取り</p>	<p>I 中期計画の期間 第3期中期計画の期間は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とすること。</p> <p>II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 中小企業等への技術支援 技術支援等の機能の強化に当たっては、限られた人数で最大の効果を上げるよう、技術支援、試験・分析等の業務と研究開発業務とのバランスを取り、県の産業活力の強化に繋げなければならない。</p> <p>《研究員の採用も含めた体制全体を整えることが重要。他機関との連携も必要》</p> <p>(1) 技術相談 県内中小企業等が抱える技術的課題に関する技術相談を着実に進める体制を整え、適切なアドバイスや情報提供等を行うこと。そのためには、センター内の職員による対応に加えて、必要に応じて関連する支援機関や大学等との連携も活用して、技術課題への対応力を強化すること。</p> <p>(2) 機器利用、依頼試験・分析 現状・理由 県内中小企業では、より厳しい品質基準や高性能化等が求められるようになり、それに対応する様々な試験、分析などを行う必要があるが、中小企業ではそれらを満足する機器や人材を確保することが困難である。「そこで、これらに対応する試験・分析機器の計画的な整備、提供する試験・分析メニュー充実、サービス提供時間や手続等の継続的な改善など効率的な支援体制の整備を行うとともに技術支援内容のレベルアップに努めること。」 そのためには、常に利用状況や企業ニーズを把握し、必要な機器、試験・分析メニューを維持、追加し、老朽化した機器設備の更新、稼働率の低い機器設備の処分等もその必要性を検討の上、適切に行うこと。 また、引き続き、他の技術支援機関との連携による効率化を図ること。</p> <p>※「2 研究開発」の項目へ</p>
--	---	---

<p>るものの経営資源不足を背景とした研究開発リスクを回避するために県内企業が取り組むことが困難な技術分野の強化等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施することとし、企業ニーズや県内外の技術動向、さらには他の実用化研究の動向及び職員の育成計画等を踏まえて可能な限り多様な研究テーマを設定すること。</p> <p>なお、研究開発は、計画的な研究テーマ設定に基づく実施を基本とするが、企業等の緊急の要請については、年度中途であっても研究テーマを設定し、柔軟に対応すること。</p>	<p>組むこと。</p> <p>テーマ設定及び研究成果に対する評価は、外部専門家の意見も取り入れながら、かつ、市場動向を加味した上で、事業性の可否についても考慮し、採択・継続の決定、研究費の配分等を行うこと。</p> <p>技術移転の推進と研究成果の普及にあたっては、関係機関と連携しながら、研究成果を関係者に広く周知すること。</p> <p>知的財産権の取扱いについては、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産創出サイクルを確立すること。</p> <p>また、知的財産権の取得や活用に関して、鳥取県知的所有権センター等、関係機関と連携すること。</p>	
<p>(3) 起業化を目指す事業者等への支援</p> <p>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等インキュベーション施設など研究開発の場を提供するとともに、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施し、県内産業活動の裾野拡大による雇用創出を促進すること。</p> <p>また、講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。</p>	<p>(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援</p> <p>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、インキュベーション施設など研究開発の場を提供し、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施するとともに、市場動向や販路などの情報提供を含めたトータルな支援が行えるよう、関係機関との連携等に取り組むこと。</p> <p>また、講習会やセミナー、研究発表会等を通じてセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。</p>	<p>(3) 新事業の創出、新分野進出のための支援</p> <p>新規事業の立ち上げまたは新製品開発を目指す事業者等に、インキュベーション施設など研究開発の場を提供し、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施すること。その場合、関係機関と連携して、関連する市場動向や販路などの情報提供を含めた総合的な支援に努めること。</p>
<p>企業における研究開発成果の実用化を支援するため、関係機関と連携して市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発（機能・製品デザイン等）への支援機能を強化するとともに、地域資源を有効活用するなどして、全国展開にも繋がる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。</p>	<p>(5) 積極的な広報活動</p> <p>ホームページや各種広報媒体を積極的に活用し、研究開発成果や最新の技術情報、センターの事業内容等の情報を提供することにより、企業の製品開発及び生産活動を支援し、センター利用実績のない企業等の利用拡大を促進すること。</p>	<p>「5 積極的な広報活動」へ</p> <p>「2 研究開発」へ、地域資源を活用した取り組みを記載</p>
<p>「1 (3) 配属内容」</p> <p>(3) 研究開発</p> <p>共同研究や受託研究等の研究開発の実施に当たっては、企業ニーズや県等の施策、市場動向を的確に把握した上で、企業の市場確保を常に意識して研究を推進する必要があり、短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開に繋げる視点での戦略的な研究テーマを設定すること。</p> <p>また、鳥取県経済成長戦略を推進するため、戦略的推進分野に位置付けられた、環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業等の分野についても、センターとして取り組むこと。</p> <p>さらに、新事業創出を目指したシーズ開発、今後発展が予想されるものの県内企業が取り組むことが困難な技術分野等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施するため、重点的に実施するテーマや、ある程度の研究期間を設けた挑戦的なテーマなど、絶えず見直ししながら取り組むこと。</p>	<p>※「5 積極的な広報活動」の項目へ</p>	<p>※センター独自研究、他機関との連携研究、知財関係の3項目に整理</p> <p>2 研究開発</p> <p>(1) 県内産業の発展に資する研究開発</p> <p>研究開発の実施に当たっては、企業ニーズや国・県等の施策、市場動向を的確に把握し、企業等への技術移転と実用化を常に意識して研究を推進する必要がある。そのためには、短期的な技術移転を目指した研究開発に加え、新事業創出を目指したシーズ開発、今後発展が予想されるものの県内企業が取り組むことが困難な技術分野等、中長期的な視点での戦略的な研究開発にも、絶えず見直ししながら取り組むこと。</p>
<p>また、鳥取県経済成長戦略を推進するため、戦略的推進分野に位置付けられた、環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業等の分野についても、センターとして取り組むこと。</p> <p>さらに、新事業創出を目指したシーズ開発、今後発展が予想されるものの県内企業が取り組むことが困難な技術分野等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施するため、重点的に実施するテーマや、ある程度の研究期間を設けた挑戦的なテーマなど、絶えず見直ししながら取り組むこと。</p>	<p>特に、鳥取県経済再生成長戦略において引き続き戦略的推進分野に位置付けた環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業、さらに新たに再生の柱とした「新素材・高度部材の生産技術」等について、県内企業の競争力強化および新たな事業展開に結びつく研究開発にセンターとして積極的に取り組むこと。</p> <p>また、本県の「地域資源」を活用して他地域に対して優位に展開できる「地域ブランド」の確立を目指した研究にも取り組むこと。</p>	<p>なお、テーマ設定及び研究成果に対する評価は、外部専門家の意見も取り入れながら、かつ、市場動向を加味した上で、技術移転の可能性についても考慮し、採択・継続の決定、研究費の配分等を行うこと。</p>
<p>テーマ設定及び研究成果に対する評価は、外部専門家の意見も取り入れながら、かつ、市場動向を加味した上で、事業性の可否についても考慮し、採択・継続の決定、研究費の配分等を行うこと。</p> <p>技術移転の推進と研究成果の普及にあたって</p>	<p>なお、テーマ設定及び研究成果に対する評価は、外部専門家の意見も取り入れながら、かつ、市場動向や今後の県内産業界の動向を加味した上で、技術移転の可能性についても考慮し、採択・継続の決定、研究費の配分等を行うこと。</p>	

<p>は、関係機関と連携しながら、研究成果を関係者に広く周知すること。</p> <p>2 実践的産業人材の戦略的育成 これまで培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。また、中期目標期間中において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。 なお、実施に当たっては、国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ及び企業ニーズに応じて現地指導を行うなど、提供サービスを拡充すること。</p> <p>3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発 県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジアワイドでのネットワーク拠点形成に向けた支援を実施すること。 【県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援の展開】 ◆「鳥取クリスタル・コリドール構想」（液晶関連企業を中心とした戦略） 高度専門人材育成による企業技術力向上に向けた支援を実施すること。 なお、実施に際しては環日本海諸国等内外関係機関との連携を強化し、自立的かつ継続的な人材育成システム構築に向け貢献すること。 ◆「健・食・知スマート・コリドール構想」（健康・食品・研究に関わる戦略） 豊富かつ高品質な水産物や水資源等の地域資源と県内シーズを有機的に結びつけた新事業創出の支援を実施すること。 また、都市エリア産学官連携促進事業等の産学官共同研究をきっかけとしたバイオ産業拠点の形成に取り組むこと。</p>	<p>さらに、得られた研究成果は関係者に広く周知し、研究成果の普及と技術移転の推進に努めること。</p> <p>《センターが実施すべき共同研究・受託研究等について記載。》</p> <p>《研究着手段階で弁理士と検討はほとんどないので、知財取得を意識と変更。》</p> <p>知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産創出サイクルを確立すること。 また、知的財産権の取得や活用に関して、鳥取県知的所有権センター等、関係機関と連携すること。</p> <p>2 ものづくり人材の育成 第1期中期目標期間において策定した産業人材育成戦略に基づき、これまで培ってきた産業人材育成のノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材の育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材の育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。</p> <p>3 産業人材の育成 第1期及び第2期中期目標期間に引き続き、これまで培ってきたものづくり人材育成のノウハウを活かし、県内企業の技術者の研究開発力や製造・商品化手法等の技術力を向上させるために、企業人材等を受け入れ、あらゆる問題解決に積極的に取り組むことが出来る高度な産業人材の育成に取り組むこと。</p>	<p>(2) 共同研究、受託研究 センター単独では実施し難い研究や研究成果の実用化等については、シナジー効果を期待し、積極的に意欲のある中小企業、大学、研究機関等との連携による共同研究として取り組むこと。共同研究を実施するにあたっては、センターが中心的なリーダーとなってプロジェクトを牽引することを期待する。 また、企業等から要請のあった技術開発については、センターが取り組むことによって解決が促進され、そのことによって、該当する企業のみならず、鳥取県産業界に有益であるものについては、受託研究として取り組むこと。</p> <p>(3) 知的財産権の積極的な取得と成果の普及 研究着手段階から知的財産権の取得を意識して研究を行い、その結果生まれた成果により取得した知的財産権を積極的に公開、技術移転を推進し、効果的な知的財産創出サイクルを確立すること。 なお、知的財産権の取得や活用については、必要に応じて弁理士等の知的財産専門家を活用して新規性や活用の見込みについて充分検討した上でを行い、普及においても関係機関を最大限に活用して実施すること。</p> <p>《「ものづくり人材」は機械・金属系人材のみのイメージがあるので、産業人材として定義した》</p>
--	--	---

<p>4 知的財産権の戦略的な取得と活用 知的財産権の取扱いについては、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。 また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。</p> <p>5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化 企業における研究開発成果の実用化に向け、市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発（機能・製品デザイン等）への支援機能を強化すること。 また、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。</p>	<p>※「1 (3) 研究開発」の項目へ</p> <p>《機構との連携、中心的なコーディネート機能を期待と明記》</p> <p>3 産学金官連携の推進 競争的資金の獲得や技術支援の効果的な展開に必要なコーディネート機能を向上させるとともに、共同研究や産業人材育成など、産業の自立化・高付加価値化に繋がる企業支援の達成に向けて、「産学金官連携」を強化すること。</p> <p>(5) 積極的な広報活動 ホームページや各種広報媒体を積極的に活用し、研究開発成果や最新の技術情報、センターの事業内容等の情報を提供することにより、企業の製品開発及び生産活動を支援し、センター利用実績のない企業等の利用拡大を促進すること。</p> <p>(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援<…の中に講習会について記載> また、講習会やセミナー、研究発表会等を通じてセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。</p> <p>III 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の改善を継続し、より一層効率的・効果的な運営を行うこと。</p> <p>1 迅速かつ柔軟な業務運営 理事長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。 また、管理体制を継続的に見直しながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、資金や人材等の経営資源を重点的に投入すること。 業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターが取り組む目標や職員の認識の共有化を図るとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。</p>	<p>4 産学金官連携の推進 県内企業の技術開発や事業化の支援を強力に推進するために、関連する機関との「産学金官連携」を強化すること。特に、公益財団法人鳥取県産業振興機構との連携を一層深めるとともに、様々な場面でセンターが中心的なコーディネート機能を発揮することを期待する。</p> <p>5 積極的な広報活動 企業の技術開発及び生産活動を支援するために、センターの研究開発等の成果内容や最新の技術情報等をホームページや各種広報媒体を活用して積極的に情報発信すること。 さらに、センターの技術的知見の普及や技術移転、情報提供を目的とした講習会やセミナー、研究発表会等を積極的に行うこと。 また、センターの利用実績がない企業等へのPRや他機関との連携を活用するなど効果的な利用企業の掘り起こしを進め、利用拡大にも努めること。</p> <p>III 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の改善を継続し、より一層効率的・効果的な運営を行うこと。</p> <p>1 機動性の高い業務運営 理事長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定に基づく機動性の高い業務運営を行うこと。 そのためには、社会情勢や企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に応じて絶えず点検・見直しを行い、質の高い的確なサービスを県内企業へ提供できる運営体制とすること。 職員の配置においては、本県産業の将来像と今後の技術動向を見据え、中長期的な視点に基づいて職員を採用し、本県産業界の状況に対応した組織・職員配置を的確に行うこと。また、必要に応じて技術スタッフ等を配置して、効果的な業務運営を行うこと。 また、センターが取り組む目標や責務について、正しく職員の共通認識を図るとともに、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化についても徹底すること。 このような業務運営による結果は、評価委員会により評価し、その業績評価は役員報酬（退職手当を含む。）に反映させること。</p>
<p>III 業務運営の改善及び効率化に関する事項 自立性・機動性・透明性の高いセンター運営を行うためのマネジメントサイクルを確立するとともに、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の抜本的な改善を行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。</p> <p>1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成 理事長のトップマネジメントのもと、支援企業の事業化件数の増加など実績に重きを置き、かつ真に独立した組織としての迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。 また、組織・体制を継続的に見直しながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門性の高い職員の育成や確保及び組織運営の見直し等、資金や人材等経営資源の重点投入を行うこと。 さらに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動の展開により、県内のセンター利用実績のない企業や新たに設立・進出した企業等の利用拡大を促進すること。 なお、センター支援機能強化に向けた職員の育成に当たっては、各種研修会への参加や公設試験研究機関・民間企業等への派遣の機会を拡充するなど、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。また、具体的な人材育成プログラムを策定すること。</p>	<p>III 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の改善を継続し、より一層効率的・効果的な運営を行うこと。</p> <p>1 迅速かつ柔軟な業務運営 理事長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。 また、管理体制を継続的に見直しながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、資金や人材等の経営資源を重点的に投入すること。 業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターが取り組む目標や職員の認識の共有化を図るとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。</p> <p>「2 職員の能力開発」にあった「業績評価を役員報酬に反映」を移動 →</p>	<p>III 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の改善を継続し、より一層効率的・効果的な運営を行うこと。</p> <p>1 機動性の高い業務運営 理事長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定に基づく機動性の高い業務運営を行うこと。 そのためには、社会情勢や企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に応じて絶えず点検・見直しを行い、質の高い的確なサービスを県内企業へ提供できる運営体制とすること。 職員の配置においては、本県産業の将来像と今後の技術動向を見据え、中長期的な視点に基づいて職員を採用し、本県産業界の状況に対応した組織・職員配置を的確に行うこと。また、必要に応じて技術スタッフ等を配置して、効果的な業務運営を行うこと。 また、センターが取り組む目標や責務について、正しく職員の共通認識を図るとともに、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化についても徹底すること。 このような業務運営による結果は、評価委員会により評価し、その業績評価は役員報酬（退職手当を含む。）に反映させること。</p>

<p>2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化 外部競争的資金獲得や技術支援の効果的な展開につながるコーディネート機能を向上させるとともに、共同研究や産業人材育成など産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援の達成に向け、効果的な「産学金官連携」を強化すること。 なお、連携体制構築に際しては、センターが積極的な役割を果たすこと。</p> <p>3 独自の業績評価システムの確立 評価委員会による業績評価結果を役員報酬（退職手当を含む。）に反映するなど、役員について成果主義に基づく給与体系を構築すること。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映すること。 また、職員の意欲向上と能力開発に向け、客観性の高い業績評価を行うとともに、頑張った職員が報われるよう、その結果を具体的な給与決定及び人員配置等に反映させること。なお、評価基準等は予め職員に明示するなど、透明性の高い評価システムを構築すること。</p>	<p>2 職員の能力開発 職員の能力開発に当たっては、センターが策定した人材育成プログラムに基づき、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。なお、能力開発を意識し、若手研究員が取り組むテーマ設定を行うとともに、国の研究機関や大学等への派遣を活用すること。 また、センターが策定した個人業績評価システムに基づき、客観性・透明性の高い業績評価を行うとともに、評価結果を勤勉手当、昇給、人員配置等に反映させること。 役員については、成果主義に基づく給与体系により、評価委員会による業績評価結果を役員報酬（退職手当を含む。）に反映させること。</p> <p>3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制 企業や大学等との連携により積極的に競争的資金等の外部資金獲得に努めるほか、機器設備・施設の開放や知的財産権の使用許諾等により、運営費交付金（県からセンターへ交付）以外の収入の確保に努めること。 なお、知的財産権の使用許諾に伴う使用料収入額のうち、センターと職員間における配分については、知的財産関係法令等に基づいて設定したルールを遵守すること。 運営費交付金を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く。）については、期間開始前に示される基準に沿って経費抑制を行うこと。 また、業務の電子化など事務処理の簡素化・効率化、施設・設備の有効利用の徹底、外部委託の活用など、業務運営の効率化と経費抑制を目的とした見直しを恒常的に実施すること。 なお、経費抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。</p>	<p>2 職員の能力開発 県内企業の技術的課題の解決、技術移転を意識した研究開発の推進を行う人材の育成を継続的に行うとともに、広い視野を持ち県内企業を先導的に支援できる高度なプロデュース能力を持った人材の育成にも取り組むこと。 そのためには、必要に応じて、産業総合研究所や大学等の研究機関や関連機関等への職員派遣を活用すること。 また、客観性・透明性の高い職員評価を行うとともに、評価結果を勤勉手当、昇給、昇進、職員配置等に反映させ、継続的に職員のレベルアップに繋げること。 ※役員報酬については、「1迅速かつ柔軟な運営」に記載</p> <p>※「IV 財務内容の改善に関する事項 1予算の効率的な運用および2自己収入の確保」に記載</p>
<p>IV 財務内容の改善に関する事項 県内唯一の工業系の技術支援機関としての使命を果たせる経営基盤を確立するため、収入の確保や運営の効率化に基づく経費削減など、センターの財務内容の改善を図ること。 なお、センターの活動経費の大部分を占めることとなる県交付の運営費交付金について、センターの業績達成に向けたインセンティブをより向上させることを目的として、業績評価に基づき一定額を増減させる算定ルールを設定する。</p> <p>1 外部資金その他収入の確保 企業や大学等との連携により積極的に競争的資金等の外部資金獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放や知的財産権の使用許諾等により、運営費交付金以外の収入の確保に努めること。 なお、知的財産権に係る使用許諾に伴う使用料収入額の内、センター収入額の2分の1に相当する額は県へ還元されることとするが、センターと職員間における配分ルールについては、知的財産関係法令等に基づき、相当な対価となるようなルール設定とすること。</p> <p>2 経費の抑制 運営費交付金を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く。）については、中期目標期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行うこと。 また、業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。 なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。</p>	<p>IV 財務内容の改善に関する事項 運営費交付金を充当して実施する業務については、「III 業務運営の改善及び効率化に関する事項」に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により効率的かつ効果的な運営を行うこと。 なお、センターの活動経費の大部分を占める運営費交付金について、センターの業績に応じたインセンティブとして、業績評価に基づき増減させる算定ルールを適用する。</p>	<p>IV 財務内容の改善に関する事項 1 予算の効率的な運用 運営費交付金を充当して実施する業務については、「III 業務運営の改善及び効率化に関する事項」に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により効率的かつ効果的な運営を行うこと。 なお、センターの活動経費の大部分を占める運営費交付金について、センターの業績に応じたインセンティブとして、業績評価に基づき増減させる算定ルールを適用する。 また、運営費交付金を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く。）については、期間開始前に示される基準に沿って経費抑制を行うこと。 さらに、事務処理の簡素化・効率化、施設・設備の有効利用の徹底、外部委託の活用など、業務運営の効率化と経費抑制を目的とした見直しを恒常的に実施すること。 なお、経費抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。</p> <p>2 自己収入の確保 県内企業等の機器利用や依頼試験の積極的な対応や保有する知的財産権の効果的なPRによる使用許諾の推進など、外部資金の獲得に努めるほか、企業や大学等との共同研究等による競争的資金等の獲得に積極的に向かい、運営費交付金（県からセンターへ交付）以外の収入の確保に努めること。 なお、知的財産権の使用許諾に伴う使用料収入額のうち、センターと職員間における配分については、知的財産関係法令等に基づいて設定したルールを遵守すること。</p>

<p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 コンプライアンス体制の確立と徹底</p> <p>(1) 法令遵守 法令の遵守はもとより、センター職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。 また、法令遵守等に関して職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。</p> <p>(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項について管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図ること。 また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。</p> <p>(3) 労働安全衛生管理の徹底 職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。 また、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生管理基準を遵守すること。</p> <p>(4) 職員への社会貢献意識の徹底 地域に活かされ、地域とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。</p> <p>2 環境負荷の低減と環境保全の促進</p> <p>(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進 業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めることとし、研究活動の実施、機器設備、物品の購入や更新等に際しては、省エネルギーやリサイクルの促進に努めること。また、廃棄物については、関連法令等に従い適切に処理するとともに、減量化に努めること。</p> <p>(2) 環境マネジメントの着実な実施 ISO14001規格を遵守するなど、業務運営に伴う環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、予め定めた環境目標の達成に向け、継続的な見直しを実施すること。</p> <p>3 情報の共有化の徹底 業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 コンプライアンス体制の確立と徹底</p> <p>(1) 法令遵守及び社会貢献 法令遵守はもとより、職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。 また、法令遵守や適切で安全な設備の使用・管理等に関して、職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。 さらに、県民とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。</p> <p>(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た事項の管理を徹底するとともに、特に電子媒体等を通じた情報の漏洩がないよう確実な防止対策に取り組むこと。 また、情報公開関連法令等に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。</p> <p>(3) 労働安全衛生管理の徹底 職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。 また、安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生関係法令等を遵守すること。</p> <p>※「(1) 法令遵守及び社会貢献」の項目へ</p> <p>2 環境負荷の低減と環境保全の促進 業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めるとともに、研究活動の実施、施設・設備、物品等の購入や更新等に際しては省エネルギーやリサイクルの促進に努め、ISO14001規格を遵守するなど、環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、継続的な見直しを実施すること。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 コンプライアンス体制の確立と徹底</p> <p>(1) 法令遵守及び社会貢献 法令遵守はもとより、職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。 特に、研究成果やデータ等の不正が起こらない環境づくりを行い、公設試験研究機関としての対外的な信頼性を確保すること。＜研究モラル＞ また、法令遵守や適切で安全な設備の使用・管理等に関して、職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。 さらに、県民とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。</p> <p>(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た事項の管理を徹底するとともに、特に電子媒体等を通じた情報の漏洩がないよう確実な防止対策に取り組むこと。 また、情報公開関連法令等に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。</p> <p>(3) 労働安全衛生管理の徹底 職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。 また、安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生関係法令等を遵守すること。</p> <p>2 環境負荷の低減と環境保全の促進 業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めるとともに、研究活動の実施、施設・設備、物品等の購入や更新等に際しては省エネルギーやリサイクルの促進に努め、環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、継続的な見直しを実施すること。</p>
---	---	---